

項	水銀排出施設の種類		要件 規模(～以上) (1つ満たせば該当)	On (%) (注6)	排出基準 (注7)	
					既設	新設
1	小型石炭混焼ボイラー (注1)		・燃料の燃焼能力 (注2) 50 L/h	6	15	10
2	石炭専焼ボイラー 大型石炭混焼ボイラー				10	8
3	非鉄金属製造用の精錬・焙焼工程 (注3)	一次施設 銅又は金	金属精錬用焙焼炉, 焼結炉 (ペレット焼成炉を含む。) 及び煨焼炉/金属精錬用溶鋳炉 (溶鋳用反射炉を含む。), 転炉及び平炉: ・原料処理能力 1 t/h	0s	30	15
4		鉛又は亜鉛	金属精製用溶解炉 (こしき炉を除く。): ・火格子面積 1 m ² ・羽口面断面積 0.5 m ² ・バーナーの燃焼能力 (注2) 50 L/h ・変圧器定格要領 200kVA		50	30
5		銅, 鉛又は亜鉛	銅, 鉛又は亜鉛精錬用焙焼炉, 焼結炉 (ペレット焼成炉を含む。), 溶鋳炉 (溶鋳用反射炉を含む。), 転炉, 溶解炉及び乾燥炉: ・原料処理能力 0.5 t/h ・火格子面積 0.5 m ² ・羽口面断面積 0.2 m ² ・バーナーの燃焼能力 (注2) 20 L/h		400	100
6	二次施設 金	鉛の二次精錬 (鉛合金の製造を含まない。) 用溶解炉: ・バーナーの燃焼能力 (注2) 10 L/h ・変圧器定格容量 40kVA 亜鉛回収用焙焼炉, 焼結炉, 溶鋳炉, 溶解炉及び乾燥炉: ・原料処理能力 0.5 t/h	50	30		
7	セメントの製造用の焼成炉		・火格子面積 1 m ² ・バーナーの燃焼能力 (注2) 50 L/h ・変圧器の定格容量 200kVA	10	80	50
8	廃棄物焼却炉 (一般廃棄物/産業廃棄物/下水汚泥焼却炉) (注4)		・火格子面積 2 m ² ・焼却能力 200kg/h	12	50	30
9	水銀含有汚泥の焼却炉等 (加熱工程を含む施設に限る。)		水銀回収義務付け産業廃棄物又は水銀含有再生資源を取扱う施設 (注5): ・全て (施設規模による裾切り無し。)	12	100	50

(注1) 燃料の燃焼能力 10 万 L/h 未満のものに限る。

(注2) 重油換算は、重油 10ℓ 当りが、液体燃料は 10ℓ に、ガス燃料は 16m³ に、固体燃料は 16kg に、それぞれ相当するものとして取り扱う。

(注3) 専ら粗銅，粗銀，粗金，粗鉛又は蒸留亜鉛を原料とするものを除く。

(注4) 専ら排出事業者が設置する廃油焼却施設であって、原油精製工程から排出された廃油以外を取扱うものを除く。

(注5) 水銀回収義務付け産業廃棄物は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令で規定されている。水銀含有再生資源は、水銀による環境の汚染の防止に関する法律で規定されている。

(注6) 次式により標準酸素濃度補正を行い、所定の酸素の濃度に換算したものを濃度とする。

$$C = (21 - 0_n) / (21 - 0_s) \times C_s$$

C：酸素の濃度 0_n における濃度（補正值 μg/Nm³）

0_n：表中に示す標準酸素濃度（%）

0_s：排出ガス中の酸素の濃度（実測値%）（20%を超える場合は、0_s=20）

C_s：排出ガス中の実測水銀濃度（実測値 μg/Nm³）

0_n の欄に「0_s」とある施設は、標準酸素濃度への換算を行わない。

熱源として、電気を使用する施設については、標準酸素濃度補正は行わない。

(注7) 排出基準の単位は、μg/Nm³

既設とは、平成 30 年 4 月 1 日において現に施設が設置（設置の工事がされているものを含む。）されているものをいう。既設の施設であっても、水銀排出量の増加を伴う大幅な改修（施設規模が 5 割以上増加する構造変更）をした場合は、新設の排出基準が適用される。

(注9) 原料とする石灰石の水銀含有量が 0.05 mg/kg 以上であるものについては、140 μg/Nm³。